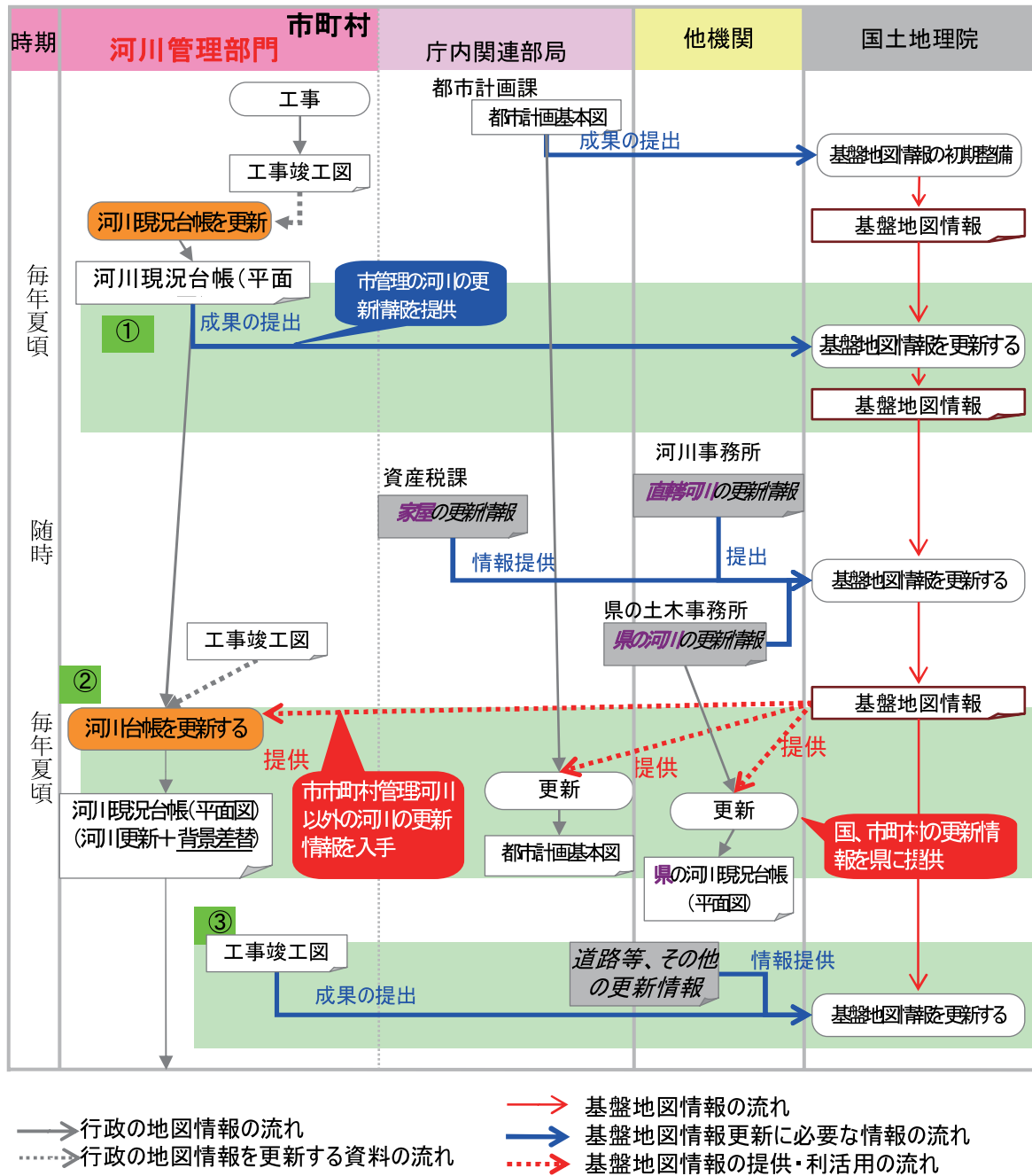


第6章 巻末資料

1. 基盤地図情報の整備・更新における各関係者の役割（河川、水涯線、海岸線に関する部門）

(1) 市町村の河川管理部門の役割



連携イメージ

- ①市の河川管理部門は、河川台帳図を更新したら、測量成果を国土地理院へ提出する
国土地理院は、市の河川管理部門から提出された河川台帳図により、基盤地図情報を更新する
- ②市の河川管理部門では、基盤地図情報を位置の基準として利用して、河川台帳図を更新する
市の都市計画課では、基盤地図情報を位置の基準として利用して、都市計画基本図を更新する
県の土木事務所では、基盤地図情報を位置の基準として利用して、河川台帳図を更新する
- ③市の河川管理部門及び各機関は、地物の更新情報を国土地理院に提供する

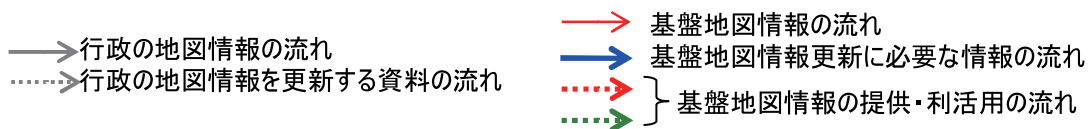
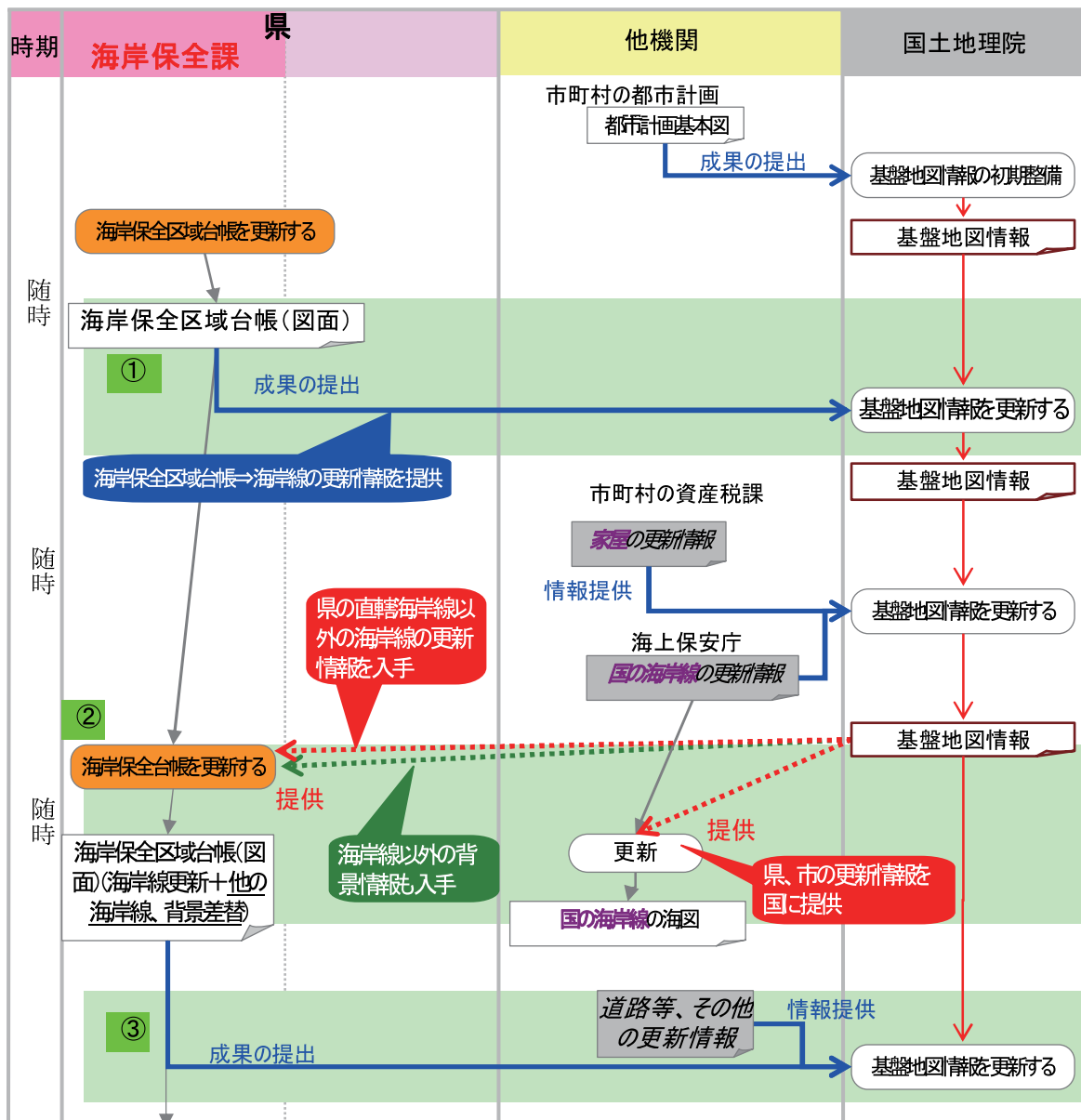
➤ 連携のメリット

メリット	説明
基盤地図情報スパイラルアップによる利便性向上	市町村の情報以外に、他機関からも更新情報が国土地理院に提供され基盤地図情報が更新（スパイラルアップ）されれば、他機関の更新情報を含む基盤地図情報を利用することができます。
品質向上、コスト縮減	市町村の河川管理部門は、従来、更新していなかった国・県管理河川の情報や背景情報を入手でき、情報更新が可能です。背景情報を更新していた場合は、その部分にかけていたコストが削減できます。行政情報の品質が向上し、かつ、コスト縮減となります。 市民へのメリット
活用性向上	基盤地図情報を位置の基準として使うことで、工事図面の情報と位置的な整合が確保されます。下水道台帳やハザードマップ等の背景図として利活用することで、各種情報が整合するので一元管理の可能性が拡大します。一元管理が実現した場合には、部門間の協議や調整にかけていた時間を本来業務に向けることが可能となり市民サービス向上につながります。
他の機関のメリットにも貢献	市町村の河川管理部門が市町村管理河川の更新情報を国土地理院に提出することにより基盤地図情報が更新され、他の機関（例えば県）は、市町村管理河川の情報を得、利用することができます。 県が市町村の情報を得る場合、県から市町村へ問い合わせ調整を行う必要は無く、基本的に国土地理院との連携を図るだけで済みます（業務省力化、コスト削減、品質向上）。

➤ 連携における課題と対策案

課題	対応策（案）
公共測量の届けを行っていない場合があります	公共測量に該当する場合は、公共測量の手続きをしてください。
電子化していない場合があります	行政における地理空間情報の活用の推進は基本法で国及び地方公共団体に課せられているところであり、この点をご理解していただき、河川現況台帳（平面図）の電子化の推進が望まれます。 河川現況台帳（平面図）は電子化されていなくても、河川工事におけるCADデータがある場合、河川の更新情報として利用できるため、工事竣工図（工事完成図）等を国土地理院に提供してください。

(2) 県の海岸保全課 (海岸線)



連携イメージ

- ① 海岸保全課は、海岸保全区域台帳を更新したら測量成果を国土地理院へ提出する
国土地理院は、県から提出された海岸線情報により、基盤地図情報を更新する
- ② 海岸保全課では、基盤地図情報を位置の基準として利用して、海岸保全区域台帳(図面)を更新する
海上保安庁では、基盤地図情報を位置の基準として利用して、海図を更新する
- ③ 海岸保全課及び各機関は、地物の更新情報を国土地理院に提供する

➤ 連携のメリット

メリット	説明
基盤地図情報スパイラルアップによる利便性向上	県の情報以外に、他機関からも更新情報が国土地理院に提供され基盤地図情報が更新（スパイラルアップ）されれば、他機関の更新情報を含む基盤地図情報を利用することができます。
品質向上、コスト縮減	海岸保全課は、従来、更新していなかった国管理の海岸線の情報や背景情報を入手でき、情報更新が可能です。背景情報を更新していた場合は、その部分にかけていたコストが削減できます。 行政情報の品質が向上し、かつ、コストが縮減できます。 市民へのメリット
活用性向上	基盤地図情報を位置の基準として使うことで、工事図面の情報と位置的な整合が確保されます。
他の機関のメリットにも貢献	海岸保全課が海岸線の更新情報を国土地理院に提出することにより、基盤地図情報が更新され、他の機関（例えば国）は、県管理の海岸線の情報を得、利用することができます。 国が県の情報を得る場合、国から県へ問い合わせ調整を行う必要は無く、基本的に国土地理院との連携を図るだけで済みます（業務省力化、コスト削減、品質向上）。

➤ 連携における課題と対策案

課題	対応策（案）
電子化していない場合があります	行政における地理空間情報の活用の推進は基本法で国及び地方公共団体に課せられているところであり、この点をご理解していただき、海岸保全台帳（図面）の電子化の推進が望まれます。 海岸保全区域台帳（図面）は電子化されていなくても、海岸工事におけるCADデータがある場合、海岸線の更新情報として利用できるため、工事竣工図（工事完成図）等を国土地理院に提供してください。

2．用語集

【アルファベット】

< CAD (Computer-Aided Design) >

コンピュータを利用して設計、製図を行うこと。

< GIS (Geographic Information System) >

地理情報システムの項目を参照。

< ISO (International Organization for Standardization) >

国際標準化機構。工業・農業産品の規格の標準化を目的に1947年に設立された国際機関。

< JIS (Japanese Industrial Standard) >

日本工業規格。工業標準化法により主務大臣が定める鉱工業品の種類・形状・寸法・構造などに関する規格。

< WebGIS >

インターネット上で機能するGISのこと。WebはWorld Wide Webの略称で、インターネットの別名。

【ア行】

< 衛星測位 >

人工衛星からの信号を用いて位置の決定や時刻に係る情報、また、これに関連付けられた移動の経路等の情報を取得すること。

【カ行】

< 完成図 >

完成図とは、工事目的物の完成形状を示した図面をいい、施工された公物の管理及び以後の工事の計画・設計等に利用することを目的としている。なお、直轄国道では完成図の電子データは「CAD製図基準(案)」の規定に基づき作成するものとなっている。

< 完成図書 >

完成図書とは、工事完成時の検査に際して提出するものであり、契約書、仕様書、請負代金内訳書、施工計画書、打合せ簿、材料確認願い、段階確認願い、工事履行報告、工事写真、出来形管理関係及び品質管理関係、完成図、台帳関係等をいう。

< 基本測量 >

「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うものをいう。(測量法第4条) なお、ここでいう「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影も含まれている。

< 基準点 >

基準点とは、地球上の位置や海面からの高さが正確に測定された三角点、水準点、電子基準点等をいい、地図作成や各種測量の基準となるもの。

< クリアリングハウス (Clearing house) >

地図データの所在や内容を、インターネットで検索するための仕組み。

< 空中写真 >

飛行中の航空機などから、航空カメラにより地表面を撮影した写真のこと。航空写真ともいう。同一地点を複数の位置から撮影することにより、地図情報を作成する基になる地表面の三次元位置情報を計測することができる。

< 公共基準点 >

公共測量により設置された基準点のこと。

< 公共測量「作業規程の準則」 >

測量法第34条の規定に基づき、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的に国土交通大臣が定めることができるもの。作業規程準則は国や地方公共団体が公共測量作業規程を定めるための一般的な規範である。

< コンテンツ (contents) >

インターネットなど、ネットワーク上で提供される動画・音声・テキストなどのデータや情報の内容を指す。

【サ行】

< 縮尺レベル >

基盤地図情報の電子的な地図の精度や内容を紙地図に対応させて表示したもの。縮尺レベル25000の基盤地図情報は、縮尺1/25,000の地形図に対応する。

< 竣工 >

竣工とは、工事が完成すること。

落成、完工ともいう。工事を始めることは起工、着工という。

<実施計画書>

公共測量を行おうとする者（測量計画機関）が、測量法第36条に基づき、国土地理院にあらかじめ提出し、技術的助言を受けることとなっている計画書のこと。測量の目的、地域、期間、作業量、測量の精度及び方法等を記載する。

<シームレス>

継ぎ目がないという意味。地図と地図が接合され一枚の地図のように閲覧等ができる状態のこと。

<数値地図2500>

全国の都市計画区域を対象に国土地理院が刊行している縮尺1/2,500の位置精度を持つ、電子地図。

<数値地図25000>

全国を対象に国土地理院が刊行している縮尺1/25,000の位置精度を持つ、電子地図。

<製品仕様書>

電子地図について、製品の仕様を詳細に記述したもの。製品仕様書には、「設計図」としての役割と、「取り扱い説明書」としての役割がある。製品仕様書に記述すべき項目には、空間データの構造、品質、データ形式などがある。製品仕様書は、地理情報標準プロファイル（JPGIS）に準拠するものとする。

<接合>

地図と地図のつなぎ目を合わせること。基盤地図情報は、それぞれの市町村で作成した都市計画基本図の接合処理を行い、広域かつシームレスな基盤地図情報が無償で利用できるようなっている。

<測量成果>

測量成果とは、測量において最終の目的として得た緯度・経度や高さの値、地図及び空中写真等をいう。

【タ行】

<地図情報レベル>

数値地形図データの地図表現精度を表し、数値地形図における図郭内のデータの平均的な総合精度を示す指標をいう。基盤地図情報の地図表現精度は「縮尺レベル」という。

都市計画基本図地図情報レベル2500は縮尺1/2,500の地図の位置及び高さの精度に対応する。

< 地籍図 >

国土調査法に基づき地方公共団体が実施した地籍調査（土地の所有者、地番、地目の調査及び境界、地積に関する測量）の結果を図面（国土調査法第2条）に表したものの。作成される図面の縮尺は1/500～1/5,000。

< 地番現況図 >

地方公共団体が固定資産税の課税客体(土地及び家屋)資料の整備を行うために、空中写真などを利用し正確かつ効率的に把握するために使う必要な「家屋現況図」と併せて作成する「地番現況図」のこと。

< 地理空間情報 >

空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。「位置情報」という。）または、位置情報及び位置情報に関連づけられた情報。（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第二条一項）

< 地理識別子 >

それぞれの地理空間情報の名称の有無や重複にかかわらず、共通に同じ地物として認識するための識別コード。

< 地理情報システム（GIS：Geographic Information System） >

電子情報化した地図データと空間データ（地理的位置や空間に関する情報を持った自然・社会・経済等の属性データ）をコンピュータ上で結合させ、統合的に処理・管理・分析し、その結果を表示するコンピュータ情報処理システム。

< 地理情報標準 >

ISOによる国際的な地理情報の規格の検討を踏まえ平成11年に国土地理院が作成した、地理情報に関する国内の標準。

< 地理情報標準プロファイル（JPGIS：Japan Profile for Geographic Information Standards） >

平成17年にJIS化された、当時の最新の地理情報標準と国際標準に準拠し、内容を実利用に即して絞り体系化した、より実用的な日本国内における地理情報の標準規格である。地理情報の分野におけるさまざまな標準規格をひとまとめにし、データの作成や、使用の際に最低限守るべきルールを整理した標準である。JIS及び国際規格の見直しに応じて適宜改定されている。JPGISに従い作成されたデータは、標準規格に準拠したデータとなる。

< 電子国土 >

地形・道路・鉄道・水系・行政界等の地理情報を用いて、コンピュータ上に現実の国土を再現

したもの。

< 電子国土Webシステム >

電子国土（コンピュータ上に再現した国土）の実現のために、必要なデータを、インターネットを通して取得し、最適な構成で表示する情報システム。地理空間情報の表示にはウェブブラウザを用いており、ユーザは費用負担なく様々な地理空間情報を見ることができる。産学官で3,120サイトの利用がある（平成22年7月末現在）。

< 電子地図 >

電子化された地図のこと。

< 電子納品 >

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の測量最終成果を成果品として納品する測量記録、測量成果及びその他の文書類を、電子成果品として納品すること」を指す。

< (測量成果) 電子納品要領(案) >

国土地理院では、国土交通省公共測量「作業規程の準則」で定められた測量成果等を電子的手段により提出する際の基準を定めている。測量成果電子納品要領(案)は、国土交通省CALS/ECアクションプログラムに則り、測量成果等を電子媒体により納品するための標準仕様を定めるものであり、測量成果の電子化並びに電子納品に関わる基準を定め、業務の効率化の実現と測量成果の活用の推進を図ることを目的としている。

< 統合型GIS >

地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用する基盤的な地図データを各部局が共用できる形で整備し、利用する横断的なシステム。総務省は統合型GISに関する指針及び共用空間データの調達仕様書・基本仕様書を作成している。

【八行】

< ハザードマップ (hazard map) >

洪水、内水氾濫、高潮、津波、土砂災害、火山噴火などの自然災害に関して、災害の危険箇所や危険の程度、防災に関連した避難場所等の施設や避難経路等、災害に適切に対応するための情報を総合的に表示した地図。平成20年3月改正の公共測量「作業規程の準則」に公共測量成果として位置づけられた。

< ポータルサイト (portal site) >

ポータルは玄関の意味で、インターネットでウェブページを見る際に、最初に入るインターネットサイトのこと。

【ワ行】

<ワンストップサービス (one stop service) >

一般的には、インターネット等における一つの窓口から一回の操作で各種の行政サービスを受けられるようにする仕組みのことをいう。ここでは、「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえ利用促進が図られるよう改正された測量法に基づき、測量成果の検索、閲覧、入手、複製・使用承認申請を全て行うことができるよう、国土地理院が設けた総合窓口をいう。

これにより、基本測量及び公共測量の測量成果利用者の手続を簡素化でき、地理空間情報の活用を図ろうとするものである。

この用語集は、「地理空間情報活用推進基本計画用語集」及び「平成22年度国土地理院重点施策用語集」を基に、追加編集を行ったものです。